

航空法の一部を改正する法律案要綱

第一 安全阻害行為等の禁止規定等の創設

1 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為（以下「安全阻害行為等」という。）をしてはならないこととすること。（第七十三条の三関係）

2 機長は、航空機内にある者が、安全阻害行為等のうち、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために特に禁止すべき行為として国土交通省令で定めるものをしたときは、その者に対し、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができることとすること。（第七十三条の四関係）

3 2の命令に違反した者を五十万円以下の罰金に処することとすること。（第一百五十条関係）

第二 航空運送事業者の持株会社等に対する外資規制の実施

1 航空運送事業の許可の要件として、当該許可を申請する者の持株会社等についても、外国人等がその代表者であるもの又はその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものに該当しな

いことを追加すること。（第百一条関係）

2 会社である本邦航空運送事業者の持株会社等が1に掲げる者に該当するに至ったときは、当該本邦航空運送事業者に係る航空運送事業の許可は、効力を失うこととすること。（第百二十条関係）

第三 飛行計画に係る事前通報義務の緩和

有視界飛行方式で飛行する際に必要な飛行計画の通報について、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合として国土交通省令で定める場合には、飛行を開始した後でも、通報することができるとすること。（第九十七条関係）

第四 附則関係

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。ただし、第二については、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとすること。（附則第一条関係）

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとすること。（附則第二条から第四条まで関係）